

[事案 2023-21] 転換契約無効等請求

・令和 6 年 3 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 3 月に契約した積立保険（契約①）を、令和元年 6 月に組立型保険（契約②）に転換したが、以下の理由により、転換を無効とし、転換日時点の契約①の解約返戻金と、契約②の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人と面談した際、募集人から、「(社名変更について) 会社名が変更されるだけで、契約内容は同内容で引き続き保障される」との説明を受けた。募集人から、「転換」という言葉は聞いていないし、契約①とは別の新しい契約②になることについて、具体的な説明は一切なかった。
- (2) 契約①の保険証券では、保障を 10 年間継続すると約束しているにもかかわらず、実際には途中で保険会社が変わっており、保険会社は保険証券の約束に違反していることから、契約①は当然に無効となる。
- (3) 募集人は、解約されると困るので、「契約内容は引き続き保障します」と安心させる言葉で信用させた。募集人から詳しい説明があり、その説明内容を理解していれば、契約は継続していない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、入院一時金を増やし、医療保障を充実させた方がよいと考え、申立人に見直しを提案したところ、申立人は、契約①と月額保険料が変わらないことを希望したため、保険料払込期間を終身として設計し、提案した。また、医療保障を追加で契約すると保険料が高くなることから、転換という方法を提案した。
- (2) 申立人が多忙であったこともあり、募集人は事前に設計書および転換比較表を郵送し、平成 31 年 4 月と令和元年 5 月に電話で説明をし、同月に対面で説明し、申込手続を行った。
- (3) 募集人は、「会社名が変更されるだけで、契約内容は同内容で引き続き継続保障されます」との案内をしたことはない。
- (4) 当社は、社名変更したものの、法人としての人格は同一であり、社名変更により過去に締結した保険契約が影響を受けることはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。